

仙台市農業委員会第 32 回総会議事録

I. 開催日時 令和 3 年 1 月 28 日（木曜日）午後 1 時 30 分から午後 2 時 15 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (19 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 加藤 和江	7 番 加藤 和彦	8 番 菅野 則義
	9 番 郷古 雅春	10 番 佐藤 千治	11 番 菊地 郁夫
	12 番 佐藤 とみ	13 番 品川 忠夫	14 番 鈴木 通
	15 番 鈴木 正年	16 番 高橋 勝彦	17 番 松原 菊男
	18 番 嶺岸 若夫	19 番 結城 一吉	

IV. 欠席委員 (0 人)

V. 遅参委員 (1 人) 18 番 嶺岸 若夫

VI. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件
 - 第 4 号議案 農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地証明願承認の件
 - 第 5 号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件
5. 協議
 - (1) 令和 3 年度農作業標準料金表（案）について
6. 報告
 - (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出
 - (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出
 - (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知
 - (5) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による受理通知書の返戻に関する件
 - (6) 売渡し希望農地一覧表
 - (7) 令和 2 年度第 3 回企画検討チーム会議報告
7. その他
 - (1) 会長報告

(2) 農業委員会関係出張等の復命

(3) 事務局からの連絡事項

①その他事務局からの連絡事項

VII. 農業委員会事務局職員

事務局長	加藤 隆	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主任	菊地 一郎
農地係会計年度任用職員	庄子 尚		

VIII. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後1時30分)
司会：主幹兼 振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第32回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：主幹兼 振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、18番嶺岸若夫委員が遅れると連絡が入っています。19人中18人出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。	
	(異議なし)	
議 長	それでは、16番高橋勝彦委員、17番松原菊男委員を指名いたします。	
議 長	議案に入ります。 第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 調査委員会を、第二調査委員会が担当し、1月22日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行います。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略します。	(午後1時36分)
	調査報告 (机上配布)	

(第二調査委員会菅野則義副委員長報告)

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を、1月22日に実施いたしました。調査は、9番郷古雅春委員、10番佐藤千治委員、17番松原菊男委員と18番嶺岸若夫委員の4名で行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が2件、贈与による農業承継が2件、贈与による規模拡大が1件、遺贈による農業承継が1件、賃貸借権の設定による新規就農が1件、の合計7件です。番号1番の報告は18番嶺岸若夫委員、番号2番と3番の報告は9番郷古雅春委員、番号4番と5番の報告は10番佐藤千治委員、番号6番と7番の報告は17番松原菊男委員です。

議長

第1号議案の番号1番については、7番加藤和彦委員の案件があります。農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで、加藤和彦委員は退席していただきます。

(加藤和彦委員退席)

(午後1時38分)

議長

それでは最初に、第1号議案の番号1番を審議することにいたします。
調査結果は書面報告とします。

調査報告(机上配布)

(第二調査委員会菅野則義副委員長報告)

番号1番は、贈与により農業承継を図るものです。同一世帯の親から子への贈与です。譲受人は現在、耕うん機1台、田植機1台を所有し、田植えと稲刈りは作業委託により、家族3人で136aの農地を耕作しています。1月15日に小野寺潔農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議長

第1号議案の番号1番について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案の番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案番号1番の農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

それでは、第1号議案の番号1番の案件が終了しましたので、加藤和彦委員は入室してください。

(加藤和彦委員 入室)

(午後1時40分)

議 長

それでは、引き続き第1号議案の審議をします。

番号2番について、新規就農の法人であることから聞き取り調査を実施しております。調査委員会の結果を菅野則義第二調査委員会副委員長から報告願います。

菅野則義委員
(第二調査委員会
副委員長)

番号2番について、調査の結果を9番郷古雅春委員から報告します。

郷古雅春委員
(9番)

番号2番は、賃貸借権の設定により新規就農を図るものです。新規就農であることから聞き取り調査を実施しました。譲受人は家族経営で酪農を営んでいますが、経営体質の強化を図りたく、令和2年12月に法人を設立しました。農地所有適格法人の要件を満たしており、申請地では飼牛に使用する牧草と飼料作物を作付けする計画です。譲受人は現在、トラクター4台、耕うん機1台、収穫機1台を所有し、権利取得後は構成員5人で酪農主体に営農する計画です。1月13日に本間昭農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

調査報告(机上配布)

(9番郷古雅春委員報告)

番号3番は、売買により規模拡大を図るものです。申請地は、譲受人の耕作地に隣接しており、耕作利便が見込まれます。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で171aの農地を耕作しています。1月15日に庄子栄農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(10番佐藤千治委員報告)

番号4番は、贈与により規模拡大を図るものです。譲渡人は後継者がいないため、将来を考え、親族に贈与するものです。申請地は、譲受人の耕作地に隣

接しており、耕作利便が見込まれます。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機3台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で805aの農地を耕作しています。1月15日に佐藤千治農業委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、贈与により農業継承を図るものです。同一世帯の親から子への贈与です。譲受人は現在、トラクター3台、耕うん機5台、田植機1台、収穫機2台を所有し、家族5人で1,697aの農地を耕作しています。1月15日に佐藤千治農業委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(17番松原菊男委員報告)

番号6番は、遺贈により農業承継を図るものです。(遺贈とは遺言により無償で財産を譲ることですが、譲受人が相続人以外の場合は農地法第3条の許可が必要になるものです。)今回は、譲受人が亡くなった方の孫にあたり、相続人でないことから、農地法第3条の許可が必要になったものです。申請地は、譲受人が代表を務める法人が、以前から使用貸借権により耕作しており、権利取得後も引き続き耕作していくものです。譲受人は現在、法人として、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、従事者3人で83aの農地を耕作しています。1月18日に相原元浩農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号7番は、売買により規模拡大を図るものです。譲渡人は、高齢のため離農を考えており、今回売買するものです。申請地は、譲受人の耕作地に近接しており、耕作利便が見込まれます。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で453aの農地を耕作しています。1月14日に栗原茂農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議長

第1号議案番号2番から番号7番まで調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案番号2番から番号7番までについて許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案番号2番から番号7番の農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時43分)

議 長

第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会菅野則義副委員長報告）

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、12番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員、16番高橋勝彦委員、私（8番菅野則義委員）の4名で行いました。今回の申請は、駐車場に転用するものが1件、資材置場に一時転用するものが1件の合計2件です。番号1番の報告は12番佐藤とみ委員、番号2番の報告は14番鈴木通委員です。

（12番佐藤とみ委員報告）

番号1番は、駐車場に転用するもので、使用貸借権の設定です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲渡人の孫が運送業を起業するため、田367㎡を転用し、駐車場（大型特殊車両1台、4tトラック1台、普通車2台）に108㎡、通路等に259㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。使用貸借権の設定期間は、20年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（14番鈴木通委員報告）

番号2番は、資材置場に一時転用するもので、賃貸借権の設定によるものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区

域です。農地区分は、高性能農業機械による営農に適している、一画地が3,000㎡以上の農地であることから、第1種農地と判断しました。申請は、管工事業者が、畑4,186㎡のうち1,320㎡を一時転用し、仙台市発注工事の資材置場に500㎡、駐車場等(普通車10台、工事車両4台)に200㎡、通路等に620㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、仙台市泉土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。一時転用の期間は、令和4年3月31日までの1年2ヶ月です。なお、申請地は度々一時転用されており、耕作できない状態で放置されていたことに対し、譲渡人より始末書及び農地復元計画書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時45分)

議 長

第3号議案農地法第5条の規定許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告(机上配布)

(第二調査委員会菅野則義副委員長報告)

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、12番佐藤とみ委員、14番鈴木通委員、16番高橋勝彦委員、私(8番菅野則義委員)の4名で行いました。今回の申請は、土砂置場に一時転用していたものの事業計画変更承認を申請するものが1件、資材置場に一時転用していたものの事業計画変更承認を申請するものが1件の合計2件です。番号1番の報告は私(8番菅野則義委員)、番号2番の報告は16番高橋勝彦委員です。

番号1番は、賃貸借権の設定により土砂置場に一時転用していましたが、工期の変更に伴い事業計画変更承認申請をするものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。平成30年1月16日付け農地法第5条許可により土砂置場に一時転用していましたが、令和2年のコロナウイルスの影響で、土砂搬入先との打ち合わせが行えず、土砂の搬出時期が大幅に遅れているため、工期の延長が必要になるもので、当初の工期、令和3年1月31日までが令和6年1月31日まで（3年間）延長されたため、工期を変更するものです。事業面積に変更はなく、用途排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。賃借料の増加に関しても自己資金で対応可能であることを確認しています。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（16番高橋勝彦委員報告）

番号2番は、賃貸借権の設定により資材置場に一時転用していましたが、工期の変更に伴い事業計画変更承認申請をするものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。令和元年11月29日付け農地法第5条許可で資材置場に一時転用していましたが、今回仙台市との変更契約により工期が延長となるものです。仙台市発注の道路工事が工事内容の変更により当初の令和2年12月18日までから令和3年2月26日まで（約2か月）延長されたため、工期を変更するものです。事業面積に変更はなく、用途排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。賃借料の増加に関しても自己資金で対応可能であることを確認しています。また、仙台市岩切土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。なお、当初の工期を過ぎてから事業計画変更手続を行ったことに対し、譲受人より理由書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条許可に係る事業計画変更承認申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後 1 時 46 分)

議 長

続きまして、第 4 号議案農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地証明願承認の件について、を上程します。

調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告（机上配布）

（第二調査委員会菅野則義副委員長報告）

第 4 号議案の調査結果について報告します。調査は、12 番佐藤とみ委員、14 番鈴木通委員、16 番高橋勝彦委員、私（8 番菅野則義委員）の 4 名で行いました。今回の非農地証明願は、宅地が 1 件です。

番号 1 番について報告します。申請地は、市街化区域です。現在の現況は、宅地です。申請理由は、昭和 42 年 9 月に農地法第 5 条の許可を受け、事務所等として、平成 6 年まで利用した後、建物が解体され、その後コンビニの駐車場として利用されているものです。確認資料である、議案書の写し・建物閉鎖登記簿・現況写真・航空写真・固定資産税課税証明書により、非農地対象条件①（農地法第 4 条、第 5 条の規定により農地転用の許可を受けたもので、当該許可申請の転用目的どおり転用が行われ非農地となったもの）に該当し、承認相当と調査しました。

議 長

第 4 号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第 4 号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 4 号議案農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地証明願承認の件については、承認することに決定いたします。

(午後 1 時 48 分)

議 長

続きまして、第 5 号議案仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件について、を上程します。調査委員会の結果を菅野則義委員第二調査委員会副委員長から報告します。

菅野則義委員
（第二調査委員会

第 5 号議案の調査結果を報告します。調査は、9 番郷古雅春委員、10 番佐藤千治委員、17 番松原菊男委員と 18 番嶺岸若夫委員の 4 名で、聞き取り調査は、全員で

副委員長)

経済局農政企画課の説明を受け、行いました。この整備計画の変更は別紙のとおり、編入が1件、除外が4件の合計5件です。

整理番号1番は、農用地に編入するものです。秋保野尻地区のほ場整備事業及び多面的機能支払交付金事業（農業振興関連施策）の予定地として含めるため、農用地に編入するものであり、当初、ほ場整備の施行区域に入っていなかったものの、地元の意向により、施行区域と一体的に整備することになったため、編入するものです。整理番号2番から整理番号5番は、農用地から除外するものです。整理番号2番は、愛子地区の土地区画整理事業予定地として市街化区域への編入が予定されているため、農用地から除外するものです。平成28年6月に仙台市の都市計画部局において、「市街化区域と調整区域の見直しに係る方針」を決定し、「機能集約型市街化形成と地域再生」の都市づくりを進めることとし、産業・流通業務の需要高まりを受け、市街化区域設定を図ることとされています。本市の市域内において、事業規模や条件等を鑑みると、要件を満たす未利用地はないことから、当該地区が選定されたものです。なお、平成30年3月に宮城県都市計画審議会の審議、平成30年5月宮城県告示において市街化区域編入（特定保留）地区に位置付けられ、令和3年5月に市街化区域編入を予定しているものです。農振除外の5要件をすべて満たしているものです。整理番号3番については、秋保野尻地区のほ場整備事業の実施を見越して、平成30年12月の農業振興整備計画の見直しにより農用地に編入しましたが、ほ場整備の対象農地から外れたため、農用地から除外し、従前のその他の区域に変更するものです。整理番号4番については、倉内大針地区のほ場整備事業の実施を見越して、令和2年4月に農用地に編入しましたが、ほ場整備の対象農地から外れたため、農用地から除外し、従前のその他の区域に変更するものです。整理番号5番については、大倉日向地区のほ場整備事業の実施を見越して、平成30年12月の農業振興整備計画の見直しにより農用地に編入しましたが、ほ場整備の対象農地から外れたため、農用地から除外し、従前のその他の区域に変更するものです。農用地利用計画変更申出書など関係書類を検討した結果、「やむを得ないもの」と調査いたしました。

議 長

第5号議案について、調査結果報告がありました、ご異議ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第5号議案について、「やむを得ないもの」との意見を付すことに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第5号議案仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件については、「やむを得ないもの」と意見を付すことに決定い

たします。

(午後 1 時 53 分)

議 長

続きまして、協議に入ります。
協議事項 (1) 「令和 3 年度農作業標準料金表 (案) について」を松原企画検討チーム長から説明願います。

松原企画検討
チーム長

— 説明 —

議 長

協議事項 (1) について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がないようですので、(1) 「令和 3 年度農作業標準料金表 (案) について」は、承認といたします。

以上で協議事項を終了いたします。

(午後 1 時 55 分)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出から

(6) 売渡し希望農地一覧表までを事務局から報告願います。

なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局
農地係長

報告事項の農地関係を報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出については、1 ページに記載のとおり、番号 4055 から 4064 まで 10 件の届出がありました。転用目的の内訳は、共同住宅への転用が 5 件、一般住宅への転用が 2 件、宅地造成・駐車場・境内地への転用が各 1 件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については、2 ページから 5 ページに記載のとおり、番号 5139 から 5152 まで 14 件の届出がありました。転用目的の内訳は、宅地造成への転用が 6 件、一般住宅への転用が 4 件、資材置場・宅地・店舗及び事務所・診療所への転用が各 1 件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3) 農地法第 3 条の 3 の規定 (相続等) による届出については、6 ページに記載のとおり 4 件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定 (合意解約) による通知については、7 ページに記載のとおり 11 件ありました。すべて合意解約によるものです。(5) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による受理通知書の返戻に関する件については、8 ページに記載のとおり 1 件ありました。詳細は別紙のとおりで

す。(6)売渡し希望農地一覧表ですが、新規申出が4件、価格の変更が1件あり
ましたので、一覧表を修正しております。なお、ホームページにも掲載してあり
ます。あっせんの掘り起こしをよろしくお願ひします。

農地関連の報告事項は以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようです。

次に(7)令和2年度第3回企画検討チーム会議報告については、

松原企画検討チーム長から説明願ひます。

なお、質問については説明後、受けます。

(7)松原企画検
討チーム長

— 説明 — (7)令和2年度第3回企画検討チーム会議報告

議 長

(7)令和2年度第3回企画検討チーム会議報告について、ご質問等はございませ
んか。

これは報告事項ですので了承願ひたいと思います。

以上で報告事項を終了いたします。

(午後1時58分)

議 長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。
(1)会長報告を私から(佐々木均会長)報告します。資料3をご覧ください。

会 長

(会長報告)

(嶺岸若夫委員入室)

(午後2時00分)

議 長

続きまして、(2)農業委員会関係出張等の復命について

資料4ですが、佐藤とみ委員他2名が1月21日開催の令和2年度第2回市町
村農業委員会女性委員等研修会に出席しましたので、後をご覧ください。

次に(3)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願ひます。

事務局

(3)事務局からの連絡事項について

①振興係

①その他事務局からの連絡事項

議 長

その他についてご意見、ご質問等はございますか。

(意見なし)

議 長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。
他に何かありますか。
なければ以上で全てを終了いたします。

司会：主幹兼
振興係長

それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理人からお願いします。

中野会長職務
代理人

以上をもちまして、仙台市農業委員会第 32 回総会を閉会します。

閉 会

(午後 2 時 15 分)